

町税などの納付・納入には便利な口座振替をご利用ください

口座振替にするとこんなに便利です

- ▶ 指定した預金口座から、自動的に払い込まれるので、納め忘れがありません。
- ▶ 納期毎に金融機関などに行く必要がなく、忙しい方に便利です。

■口座振替のできる町税など

町県民税(普通徴収) / 固定資産税 / 軽自動車税 / 国民健康保険税(普通徴収) / 保育料 / 介護保険料(普通徴収) / 後期高齢者保険料(普通徴収) / 土地改良区費

■取扱い金融機関

下記の本・支店でお取扱いします。
 埼玉りそな銀行 / りそな銀行 / さいかつ農業協同組合 / みずほ銀行 / 三菱東京UFJ銀行 / 三井住友銀行 / 栃木銀行 / 武蔵野銀行 / 足利銀行 / 三井住友信託銀行 / ゆうちよ銀行 / 城北信用金庫 / 埼玉縣信用金庫 / 足立成和信用金庫

■申込みの時に必要なもの

次の①～④を用意して、上記取扱い金融機関窓口でお申し込みください。

- ① 口座振替依頼書(税務課、町内の金融機関の窓口にあります。)
- ② 納税(納入)通知書
- ③ 預金・貯金通帳
- ④ 通帳の届出印

■納付(納入)済額などの確認

年に1回、利用している税などの全部(口座振替により納付・納入された分のみ)を「口座振替領収済通知書」で1年分まとめて送付します。

※次のことにご注意ください

- ▶ 振替日は各税目の納期限となります。
- ▶ 預金残高不足などにより振替できなかった分は、再度口座振替しませんので、振替不能者に送付する「口座振替不能通知書」又は、各担当課窓口で納付書作成を依頼の上、納付してください。
- ▶ 振替口座名義人が年度の途中で死亡されたなどにより、口座を解約・凍結されると口座振替ができなくなります。
- ▶ 納期限が過ぎた町税などの振替はしません。
- ▶ 振替口座については、納税義務者以外の方の口座を指定することも可能です。
- ▶ 固定資産税について、相続などで土地や建物の納税義務者が変更になった場合には、新たに口座振替依頼の手続をしてください。

まちづくり整備課のお知らせ

公園施設の破壊・迷惑行為が多発しています ～不審な行為を目撃したら通報を！～

■公園施設の破壊は犯罪行為

近ごろ、町内の公園では、施設や外灯の破壊、落書き、廃棄物の不法投棄などの迷惑行為が多発しています。町では、そのつど、修繕工事や補修作業を行っていますが、すぐに対応できないものもあります。

町では、施設の破壊や迷惑行為を発見し、悪質な行為や被害が発生した場合は警察署に被害届を提出し、併せて、パトロールの強化を依頼しています。

公園は、町民の皆さんの憩いの場であり大切な財産です。このような行為は絶対に許してはいけません。もし、公園施設の破壊などの迷惑行為を見かけたら、松伏交番(☎991-2900、緊急の場合は110番)又は町役場へ通報をお願いします。



【田中第一公園・悪質な遊具の破壊行為】

■公園でのマナーを守って

公園でのペットの放し飼い、ふんの放置、バイクの乗り入れ、飲食したごみの放置が後を絶ちません。また、集団で公園に集まり大声を出し騒ぐなどの非常識な行為が目立ち、近隣住民の方が大変迷惑しています。

公園は、小さな子どもからお年寄りまで、さまざまな世代の方が利用します。

誰もが快く公園を利用できるためにも、マナーを守り、他の利用者や近隣住民に迷惑をかけないよう公園を利用してください。



【田中第二公園・トイレ落書き】